

## 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 18 年 3 月

(平成 27 年 月改定)

福 島 県

# ～ 目 次 ～

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の背景と目的 ······	1
第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の背景	
1 ポリ塩化ビフェニルの社会問題化	
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定	
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域処理体制 ······	2
第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の目的及び期間 ······	4
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象となる P C B 廃棄物	
4 計画の対象地域 ······	5
5 計画の期間	
6 計画の性格及び意義	
7 計画の基本的方向	
第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域処理体制の確保 ······	6
第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と処分見込量	
1 保管量の現状	
2 発生量及び処分見込量 ······	7
第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保 ······	9
1 処理体制の現状	
2 広域的な処理体制の確保の方策 ······	12
3 広域的な処理体制と処理施設の整備 ······	13
4 関係機関の役割と連携	
第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進方策 ······	15
第1節 計画的な処理を推進するための方策	
第2節 P C B 廃棄物処理事業の安全性を確保するための方策 ······	16
第3節 P C B 廃棄物処理事業の環境監視など環境保全対策	
第4節 情報公開と住民理解に係る方策	
1 P C B 処理に関する総合的な普及啓発の実施	
2 総合的な情報公開システムの整備	
第5節 その他の事項 ······	17

# 第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の背景と目的

## 第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の背景

### 1 ポリ塩化ビフェニルの社会問題化

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、化学的安定性や電気絶縁性など、その優れた特性から、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油、熱媒体及び感圧複写紙（いわゆるノンカーボン紙）など、幅広い用途に用いられてきた。

我が国では、昭和 20 年代半ばから輸入が開始され、昭和 29 年以降、国内で本格的に生産されるようになり、昭和 47 年に製造中止されるまでに約 5 万 9 千トンが生産され、輸出入分を加減した約 5 万 4 千トンが国内で使用してきた。そのうち約 3 分の 2 がトランス等の電気機器に使用されていたと考えられている。

P C B が大きくとり上げられた契機は、米ぬか油中に、脱臭工程の熱媒体として用いられた P C B 等が混入したことが原因で、昭和 43 年 10 月、西日本を中心に発生したカネミ油症事件であり、その毒性が社会的な問題となった。

このような状況から、我が国では、昭和 47 年に行政指導により製造中止と使用者による保管が事実上義務づけられ、昭和 48 年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）」により、製造、輸入及び使用が原則禁止されるに至った。

このように、P C B の製造、輸入及び使用の禁止については、関係法令が整備されたところであるが、行政指導や法による規制以前に製造又は輸入された P C B の処理が残された課題となつた。

### 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

#### （1）制定の経緯

P C B 廃棄物の処理については、昭和 62 年から平成元年にかけて一部の製造者が、高温焼却法により国内初の処理を行い、その後、P C B 廃棄物の広域処理の気運が高まり、民間主導による処理施設設置が検討されたが、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念から、実現に至らなかった。

このため、我が国では、化審法制定後、約 30 年にわたって P C B 廃棄物の長期保管が続いていることから、P C B 廃棄物の紛失等が判明することも多く、P C B による環境汚染が問題となつた。

国際的にも、P C B が全く使用されてこなかった北極圏において、P C B による環境汚染が報告されたことなどを契機に、平成 13 年 5 月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「P O P s 条約」という。）」が採択され、この条約では P C B に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分が定められ、欧米諸国においては既にその処理が進んでいる。

我が国でも、P C B 廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する

る特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「P C B 特措法」という。）」が公布され、同年 7 月から施行された。この法律により、P C B 廃棄物の保管事業者は、保管状況等を届け出なければならないほか、平成 28 年 7 月までに適正に処分することが義務づけられた。さらに、国の全額出資により設立された日本環境安全事業株式会社が拠点的な広域処理施設を整備し、その処分にあたることとなった。

なお、日本環境安全事業株式会社は、平成 26 年 12 月に社名を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）に変更し、改組している。

#### （2）P C B 特措法施行令第 3 条に規定する処分期間の延長

J E S C O が拠点的な広域処理施設として全国に 5 事業所を整備し、順次施設を稼働させた結果、平成 24 年度末時点で高圧トランス等（P C B を使用した高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。）の約 6 割、高圧コンデンサ等（P C B を使用した高圧コンデンサ及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。）の約 4 割の処理が完了している。

しかしながら、P C B 廃棄物の処理は、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるものであること、また、作業従事者の作業環境対策など操業開始後に明らかとなった課題への対応などから、想定より処理の進捗が遅れている。

また、P C B 特措法の施行後に、これまで P C B を使用していないとされた電気機器から微量の P C B が検出されるもの（以下「微量 P C B 汚染廃電気機器等」という。）が大量に存在することが判明し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）」第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定施設による処理が平成 22 年から始まり、使用中の機器に対する処理方法の導入や絶縁油の抜油後の筐体（きょうたい）の処理体制の構築などの問題に対処する必要がある。

このような状況の下、環境省に設置された「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」が、処分期間に関して、平成 28 年 7 月までの完了が困難であり、新たな処分期間を設定することが適当であるとの報告書をとりまとめた。これを受けて、国が P C B 特措法施行令第 3 条を改正し、処分期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長された。

### 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域処理体制

#### （1）これまでの経緯

国は、平成 15 年 4 月に P C B 特措法に基づき、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、全国的な P C B 廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「P C B 廃棄物処理基本計画」という。）」を策定し、J E S C O を活用した全国 5 か所の P C B 廃棄物の拠点的な広域処理事業を打ち出した。

この時点において広域処理施設の立地の目処の立っていないかった本県を含む東北、北関東、北陸及び甲信越の 15 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県。以下「15 県」という。）の P C B 廃棄物の処理について、平成 15 年 11 月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対し、北海道に 15 県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われた。

本県としても、県内にP C B廃棄物の処理施設を設置する見通しがたたず、平成16年1月に、北海道に対して、本県のP C B廃棄物について室蘭市に整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市は、二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、様々なリスクを想定した多重の安全対策などや、北海道及び室蘭市が求めた更なる安全対策の追加により、事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、平成16年3月に、道及び市の安全性を確保するための受入条件の承諾を前提として、国からの要請や本県を含めた15県からの要望を受諾した。

のことから、環境省は平成16年5月にP C B廃棄物処理基本計画を変更し、北海道事業の対象を北海道及び15県とした。平成16年7月には、北海道、15県及び室蘭市からなる「北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会」が設置され、P C B廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、P C B廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなった。

## (2) 拠点的な広域処理体制の変更

国は、「P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、今後のP C B廃棄物の適正処理推進策について検討した結果、一日も早く日本全体のP C B廃棄物を処分するためには、J E S C Oの各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論を得た。

そこで、国は、処理施設の立地自治体に対して、従来の事業対象地域を越えた処分、事業完了予定期の延長などについて検討要請を行い、その受諾を得て、平成26年6月にP C B廃棄物処理基本計画を変更した。変更の主な内容は、次のとおりである。

- 高圧トランス・コンデンサ等のうち、一部の処理困難物（大型トランス及び特殊トランスの一部など）については、J E S C Oの他のP C B処理事業所の処理能力を相互に活用することで一日も早い円滑な処理を図る。
- 安定器等・汚染物については、北九州及び北海道P C B処理事業所の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪、豊田、東京P C B処理事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととする。
- 保管事業者がJ E S C Oへ処分委託を行う期間としての計画的処理完了期限を設ける。
- 発生量に含まれないP C B廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、J E S C Oの各P C B処理事業所が事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間を設ける。

## 第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の目的及び期間

### 1 計画の目的

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県P C B廃棄物処理計画」という。）は、県内のP C B廃棄物の処分を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なP C B廃棄物の処分の推進を図ることを目的とする。

### 2 計画の位置付け

県P C B廃棄物処理計画は、P C B特措法第7条の規定に基づき、国が策定したP C B廃棄物処理基本計画（平成15年4月策定。平成26年6月変更。）及び「福島県廃棄物処理計画（平成14年3月策定。平成27年3月改定。）」に即して定めるものである。

### 3 計画の対象となるP C B廃棄物

県P C B廃棄物処理計画の対象となるP C B廃棄物は、P C B特措法第2条第1項において、「P C B、P C Bを含む油又はP C Bが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。

本計画の対象となるP C B廃棄物の具体的な位置付けは、図1－1のとおりである。

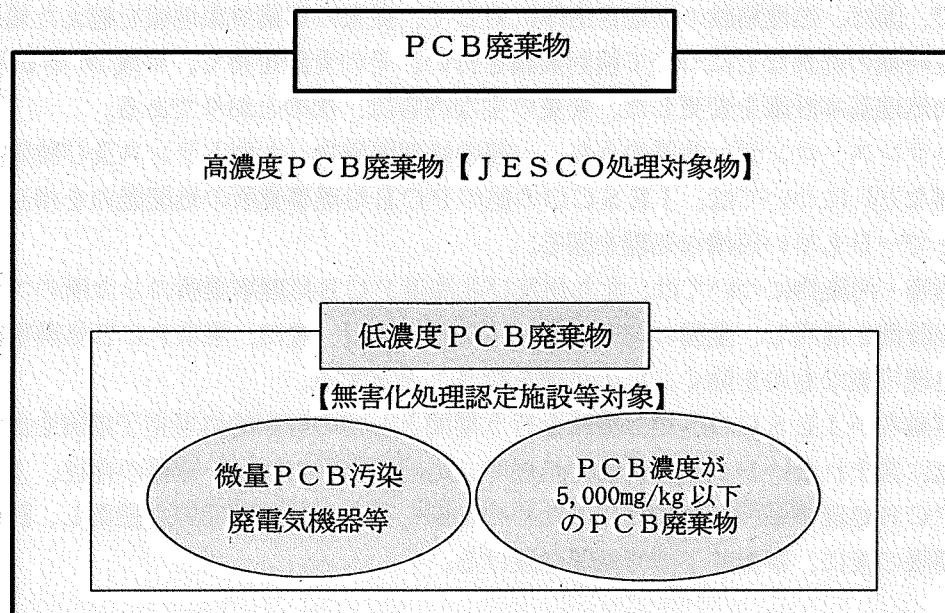


図1－1 P C B廃棄物の位置付け

#### 4 計画の対象地域

県P C B廃棄物処理計画の対象地域は、郡山市及びいわき市を含めた県内全域とする。

#### 5 計画の期間

当初、県P C B廃棄物処理計画は、平成18年度を初年度とし、J E S C Oの北海道P C B廃棄物処理事業の完了予定である平成27年3月までを計画期間とするものであった。

国のP C B廃棄物処理基本計画の変更に伴い、J E S C OのP C B廃棄物処理事業の事業期間が延長されたこと、また、低濃度P C B廃棄物（微量P C B汚染廃電気機器等及びP C B濃度が5,000mg/kg以下のP C B廃棄物をいう。）を処分する必要も生じたため、P C B特措法施行令第3条に規定する処分期間である平成39年3月31日までを計画期間とする。

#### 6 計画の性格及び意義

県内のP C B廃棄物を計画期間内に確実に処分していくためには、県、市町村、保管事業者、収集運搬業者など、多くの関係者がP C B廃棄物の処理の必要性や方策について十分に理解し、機能的かつ効率的にそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

県P C B廃棄物処理計画は、P C B特措法の趣旨に基づき、県内におけるP C B廃棄物処理に関する推進方策の基本指針としての性格を有し、県民をはじめ、P C B廃棄物処理事業に関する機関や事業者が、本計画の遂行に協力していくことが求められる。

#### 7 計画の基本的方向

県P C B廃棄物処理計画は、以下の事項を基本原則とする。

- ①県内に保管されているP C B廃棄物及びP C Bが含まれる製品で使用中のもの（以下「P C B使用機器」という。）のP C Bを次のとおり処分することとする。
  - 高圧トランス・コンデンサ等については平成35年3月31日まで
  - 安定器等・汚染物については平成36年3月31日まで
  - 低濃度P C B廃棄物については平成39年3月31日まで
- ②県内のP C B廃棄物は、低濃度P C B廃棄物を除き北海道P C B処理事業所で処分することを基本とする。
- ③北海道P C B処理事業所での計画的処理や安全で効率的な収集運搬を確保するために、関係機関との協議により収集運搬の体制整備を図る。
- ④低濃度P C B廃棄物の処分については、無害化処理認定施設及び廃棄物処理法第15条の規定に基づき都道府県知事が許可する施設（以下「無害化処理認定施設等」という。）を利用するなどを基本とする。
- ⑤県P C B廃棄物処理計画を実効性のあるものとするため、定期的に、計画の進捗状況について点検することとし、また、国のP C B廃棄物処理基本計画やP C B廃棄物の処理体制の変更など、本計画を改定する必要が生じた場合は、適宜、必要な改定を行うこととする。

なお、本計画を改定した場合は、県のホームページ等での公表などにより、県民及びP C B廃棄物保管事業者などに周知する。

## 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域処理体制の確保

### 第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と処分見込量

#### 1 保管量の現状

##### (1) PCBの構造、性質、用途

PCBは、ビフェニル骨格 ( $C_{12}H_{10}$ ) の水素が塩素で置換されたものの総称であり、209種類の異性体を有する。このうち、コプラナーPCBは、ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に位置付けられる物質である。

また、PCBは、残留性有機汚染物質 (POPs) の一つであり、脂肪に溶けやすい性質から、慢性的な摂取により体内に蓄積し、皮膚毒性、肝毒性、神経毒性などの様々な症状を引き起こすことが報告されている。なかでも、コプラナーPCBは強い毒性を有することが知られている。

PCBは、化学的に安定、熱分解しにくい、酸化されにくい、電気絶縁性が高い、沸点が高いなどの様々な性質を有していることから、主としてトランスやコンデンサなどの絶縁油、集中暖房などの熱媒体やノンカーボン紙などの感圧複写紙など広い用途で使われていた。

##### (2) PCB廃棄物の法規制と保管量の実態

PCB廃棄物を保管又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況等を知事（郡山市及びいわき市にあっては市長。以下同じ。）に届け出ることとされており（PCB特措法第8条）、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなっている（同法第25条）。また、PCB廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に知事に届け出なければならないこととされている（同法施行規則第6条）。

また、事業者は、処分までの間、適正にPCB廃棄物を保管しなければならない。

県内における平成26年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況（PCB使用機器を除く。）については、表2-1のとおりである。

表2-1 PCB廃棄物の保管状況

(平成26年3月31日現在)

廃棄物の種類	区分	福島県 (中核市を除く。)		郡山市		いわき市		福島県計	
		事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)
トランス類	高濃度 (注2)	45	160	8	252	13	80	66	492
コンデンサ類		238	5,920	52	1,262	51	253	341	7,435
柱上トランス		4	6	0	0	0	0	4	6
安定器等(注1)		278	52,248	56	24,474	61	6,447	395	83,169
その他の機器等		33	502	3	7	11	29	47	538
トランス類	低濃度 (注3)	114	276	5	21	15	60	134	357
コンデンサ類		112	553	6	9	18	53	136	615
柱上トランス		4	6	0	0	1	1	5	7
その他の機器等		242	2,268	66	281	89	781	397	3,330
合 計(注4)		1,070	61,939	196	26,306	259	7,704	1,525	95,949

(注1) 「安定器等」は、PCBを使用した安定器の他に10kg未満の小型電気機器を含む。

(注2) 「高濃度」とは、低濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物を示す区分であり、JESCOの処理対象物となる。

(注3) 「低濃度」とは、低濃度PCB廃棄物（PCB濃度が0.5mg/kgを超え、かつ、5,000mg/kg以下のPCB廃棄物）を示す区分であり、無害化処理認定施設等の処理対象物となる。

(注4) 他に、PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物が合計で約2,600t保管されているが、高濃度・低濃度の区別が困難であり、表2-1には計上していない。

県は、これらのPCB廃棄物の区分を把握し、本計画の進行管理の中で随時修正を図るものとする。

## 2 発生量及び処分見込量

### (1) PCB廃棄物の発生量

PCBは、昭和49年には化審法により、その製造、輸入及び新たな使用が禁止されている。しかしながら、昭和49年以前から使用されているものについての法的規制はなく、現時点でもPCBが使用されたトランスや安定器などPCB使用機器が存在する。これらはいずれ使用が終了されるので、廃棄物として発生量を見込む必要がある。

県内における平成26年3月31日現在のPCB使用機器の保有状況については、表2-2のとおりである。

表2-2 PCB使用機器の保有状況

(平成26年3月31日現在)

使用機器の種類	区分	福島県 (中核市を除く。)		郡山市		いわき市		福島県計	
		事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)
トランス類	高濃度	10	14	0	0	1	1	11	15
		7	11	0	0	2	5	9	16
		12	2,622	3	287	0	0	15	2,909
		1	1	0	0	0	0	1	1
コンデンサ類	低濃度	37	106	0	0	0	0	37	106
		6	25	0	0	3	4	9	29
		75	297	23	47	18	70	116	414
合 計		148	3,076	26	334	24	80	198	3,490

なお、PCB使用機器の大部分は、電気機器に含まれ、電気関係報告規則に基づきPCB電気工作物の報告が義務付けられていることから、これを所管する経済産業省から、その保有状況について情報提供を受けている。

平成26年度における県内の使用中PCBの電気工作物の保有状況は、表2-3のとおりである。

表2-3 使用中のPCB電気工作物の保有状況

使用中のPCB電気工作物の種類	福島県 (中核市を除く。)		郡山市		いわき市		福島県計	
	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)	事業場数	数量(台)
トランス	143	271	34	66	45	84	222	421
コンデンサ	82	147	18	24	33	60	133	231
柱上トランス	1	1	1	1	0	0	2	2
その他の機器等	5	11	0	0	1	1	6	12
合 計	231	430	53	91	79	145	363	666

(注) 使用中のPCB電気工作物のみを保有している事業者にはPCB特措法第8条に基づく届出義務はないため、表2-2の合計とは一致しない。

## (2) 処分見込量等の推定

処分見込量は、保管量と発生量とを合計した数量であり、次の前提条件に基づくものである。

保管量は、PCB特措法に基づくPCB廃棄物の保管状況(表2-1)から集計し、発生量は、全てのPCB使用機器が期間内に計画的に使用が中止され、廃棄物となると仮定し、PCB使用機器の保有状況(表2-2)から集計する。

なお、使用中のPCB電気工作物の保有状況(表2-3)については、PCB廃棄物及び

P C B 使用機器の両方を保有する事業者には、P C B 特措法に基づく届出義務がある一方、P C B 使用機器のみを保有している事業者には、P C B 特措法に基づく届出義務がないことから、P C B 使用機器の保有状況（表2-2）と重複があり、処分見込量の推計には含めないが、その数量を把握し本計画の進行管理の中で随時修正を図るものとする。

また、P C B 廃棄物を保管しているにもかかわらず、P C B 特措法に基づく届出をしていない事業者（以下「未届出事業者」という。）が存在することが想定され、処分見込量の増加が見込まれるが、県は、その実態を把握し本計画の進行管理の中で随時修正を図るものとする。

以上により推定した、県内のP C B 廃棄物の処分見込量は表2-4のとおりとなる。

表2-4 P C B 廃棄物の処分（見込）量

	廃棄物の種類	発生量（台）	処分量（台）	保管量（台）
平成25年度まで	トランス類	—	627	847
	コンデンサ類	—	3,526	8,388
	安定器等	—	3,181	82,095
	その他の機器等	—	170	3,839
平成26年度以降	トランス類	約120	約970	—
	コンデンサ類	約40	約8,440	—
	安定器等	約2,900	約85,000	—
	その他の機器等	約410	約4,250	—

(注) P C B 、P C B を含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のP C B 汚染物（保管量の合計：約2,600t）は計上していない。

## 第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保

### 1 処理体制の現状

#### (1) 全国における処理体制の現状

国は、J E S C Oを通じて地元の地方公共団体と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を全国5カ所で進めてきた。平成13年11月に北九州事業が我が国で最初に認可され、その後、豊田事業、東京事業が認可され、平成15年2月には大阪事業と北海道事業が認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月に、環境大臣から「P C B 廃棄物処理事業基本計画」として認可を受けた。これにより、我が国では5カ所の拠点的な広域処理施設による拠点的処理体制が整備された。

これらの広域処理施設では、当面、P C B 廃棄物の大部分を占める高圧トランス・コンデンサ等を処理対象物の中心として整備を進め、安定器等・汚染物については、処理体制の整備について早急に検討を進めることとしていたが、北九州P C B 処理事業所は平成21年7月に、北海道P C B 処理事業所は平成25年9月にプラズマ溶融分解設備による処分が開始されている。

さらに、前述のとおり、国のP C B廃棄物処理基本計画が変更され、新たなP C B廃棄物の拠点的広域処理体制が整備されるに至った（表2－5参照）。

表2－5 P C B廃棄物の拠点的広域処理体制

事業名	処理対象	事業対象地域	事業対象地域外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州	高圧トランス・コンデンサ等	A地域	C地域の車載トランスの一部、D地域のコンデンサの一部	1.5 t/日 (PCB分解量)	H31. 3. 31	H31. 4. 1～H34. 3. 31
	安定器等・汚染物	A地域・B地域・C地域(大阪事業・豊田事業の処理対象物を除く。)		10.4 t/日 (安定器等・汚染物量)	H34. 3. 31	H34. 4. 1～H36. 3. 31
大阪	高圧トランス・コンデンサ等	B地域	C地域の車載トランスの一部・特殊コンデンサの一部、E地域の特殊コンデンサの一部	2.0 t/日 (PCB分解量)	H34. 3. 31	H34. 4. 1～H37. 3. 31
	安定器等・汚染物	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			H34. 3. 31	H34. 4. 1～H37. 3. 31
豊田	高圧トランス・コンデンサ等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	1.6 t/日 (PCB分解量)	H35. 3. 31	H35. 4. 1～H38. 3. 31
	安定器等・汚染物	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			H35. 3. 31	H35. 4. 1～H38. 3. 31
東京	高圧トランス・コンデンサ等	D地域	C地域の車載トランスの一部、E地域の大型トランスの一部	2.0 t/日 (PCB分解量)	H35. 3. 31	H35. 4. 1～H38. 3. 31
	安定器等・汚染物	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州事業・大阪事業から発生する廃粉末活性炭		H35. 3. 31	H35. 4. 1～H38. 3. 31
北海道	高圧トランス・コンデンサ等	E地域		1.8 t/日 (PCB分解量)	H35. 3. 31	H35. 4. 1～H38. 3. 31
	安定器等・汚染物	D地域及びE地域(東京事業の処理対象物を除く。)		12.2 t/日 (安定器等・汚染物量)	H36. 3. 31	H36. 4. 1～H38. 3. 31

※ 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

## (2) 本県における処理体制

### ア 高圧トランス・コンデンサ等

本県は、北海道P C B廃棄物処理事業の対象地域であり、県内に存在するP C B廃棄物のうち高圧トランス・コンデンサ等、廃P C B及びP C Bを含む廃油は、北海道P C B処理事業所において処分することとする。

### イ 安定器等・汚染物

平成25年9月から北海道P C B処理事業所で安定器等・汚染物の処分が開始され、高圧トランス・コンデンサ等と同様、安定器等・汚染物についても、北海道P C B処理事業所において処分することとする。

### ウ 低濃度P C B廃棄物

平成22年から無害化処理認定施設等で処分が開始されており、平成26年11月現在、施設は全国に22か所ある。また、国は、使用中の機器に対する課電自然循環洗浄法による処理方法の導入や絶縁油の抜油後の筐体の処理体制の検討などをしている。

県内に存在する低濃度P C B廃棄物は、無害化処理認定施設等において処分することとする。

## (3) P C B廃棄物の収集運搬

P C B廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、P C B廃棄物の収集運搬についての安全性確保も重要である。特に、北海道P C B廃棄物処理事業では処理対象区域が広いことから、運搬距離が長く、また、冬期間の凍結路面の輸送リスクもあることから、長距離輸送や地域性を考慮した検討がなされている。

また、様々な形態で保管されているP C B廃棄物を本県から北海道P C B処理事業所へ運搬することに伴う運搬費用の増加をできるだけ抑えるため、効率的な運搬の確保に努め、保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減することが必要である。

国は、平成14年3月に「P C B廃棄物収集運搬の基本的考え方」を公表し、その後、「P C B廃棄物収集運搬技術調査検討会」を開催し、P C B廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討し、安全かつ効率的なP C B廃棄物の収集運搬を確保するための指針として、平成16年3月に「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）」を策定するとともに、廃棄物処理法に関する政令、省令の一部改正を行い、P C B廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び許可基準の強化等を図った。

また、国は、低濃度P C B廃棄物の収集運搬について、平成23年8月に「微量P C B汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン（平成25年6月に低濃度P C B含有廃棄物を加え、「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」に改定。）」を策定した。

これら2つのガイドラインは、P C B廃棄物の保管事業者及びP C B廃棄物の収集運搬業者が、廃棄物処理法その他関係法令に定められているP C B廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を示しており、P C Bの環境中への漏えい、流出の防止を第一に考慮し、ハード、ソフトの両面から、以下の具体的な事項を盛り込んでいる。

### 《主な事項》

#### ・収集運搬について

- ①事前調査・委託契約、②収集・運搬の方法、③表示・標識、④携行書類

- ・運搬容器について
  - ①運搬容器の基準、②種類、③試験、④選定、⑤再使用、⑥維持管理
- ・安全管理及び運行管理について
  - ①安全管理の体制、②収集・運搬従事者の教育、③運搬計画、④運行管理、⑤届出
- ・緊急時の対策
  - ①事故の未然防止、②緊急連絡体制、③緊急時の措置 等

本県は、これらのガイドラインなどに沿って収集運搬体制を整備していくものとする。

なお、広域処理体制の変更に伴い、北海道P C B廃棄物処理事業の対象であった、大型トランクスの一部が東京P C B処理事業所において、特殊コンデンサの一部が大阪P C B処理事業所において処分されることから、関係機関と協議の上、新たな収集運搬体制の整備を図るよう努めるものとする。

#### (4) P C B廃棄物処理基金の造成

P C B廃棄物の保管事業者は、廃棄物処理法及びP C B特措法に基づき、事業者が自ら処分し、又はその処分を適正に委託することにより、産業廃棄物の排出事業者責任を果たすことになる。しかしながら、P C B廃棄物は長期間にわたって適正に処分する手段がなく、保管事業者が長期間の保管という負担を強いられてきたことから、国及び都道府県は、P C B廃棄物処理基金を造成し、中小・零細事業者がP C B廃棄物を処分する際に要する費用の一部を助成することとしている。県は、平成13年度以来、毎年度、当該基金造成にかかる都道府県負担分として出えん金を拠出している。

## 2 広域的な処理体制の確保の方策

### (1) 適正保管の方策

P C B廃棄物は、P C B特措法により保管等の届出が義務化されたことから、保管実態が明らかにされつつあるが、なお不十分であり、今後とも、未届出事業者や未処理事業者の把握、不明・紛失に関する追跡調査などを行っていく必要がある。

また、P C B廃棄物が廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物であることから、各保管事業者が、廃棄物処理法施行規則に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう啓発を実施するほか、保管状況が悪く、環境への漏出の可能性のある場合には、保管施設の改善命令などの措置が必要である。

このため、県、郡山市及びいわき市は、適正保管の指導及び収集運搬を円滑に行うための立入検査を実施するとともに、保管している機器のP C B含有量などの実態の把握や適正管理が図られるよう、保管事業者等を指導する。

さらに、国やJ E S C Oと連携して、P C B廃棄物の保管に関する情報を整備し、インターネットなどで広く提供することとする。

### (2) 適正な収集運搬の方策

本県における適正な収集運搬を図るため、県内の実情を勘案しつつ、国のガイドラインを基本とし、北海道が策定した「北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領」などを踏まえ、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者などに対する指導方針、緊急時の連絡体制等について、北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会において協議・調整を行う。

また、必要な情報の共有、連携した収集運搬状況の監視・指導や緊急時の対応等を行うとともに、運搬経路、運搬途中の位置情報など、P C B廃棄物の収集運搬に関する情報をJ E S C Oが設置・運営する「P C B処理情報センター」などを通じて広く提供することにより、適正な収集運搬を確保することとする。

収集運搬に当たっては、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、G P S等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用などによる漏えい防止対策が講じられるよう指導する。

### (3) 効率的な処理体制の確保の方策

県内の各地域で保管されている、低濃度P C B廃棄物を除くP C B廃棄物を北海道P C B処理事業所で処分するためには、P C B廃棄物を効率的に収集運搬し、処分することが必要となる。

このため、確実な期間内処分を行うためには、次のとおり、P C B廃棄物を輸送、処分するための準備と処分の実施を保管事業者、使用事業者及び収集運搬業者など関係者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

ア 平成36年3月31日までの処分期間を見据えて処分量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会での協議・調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に処分を行う。

イ 処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処分予定の保管事業者や使用事業者に処分の必要性をはじめ、収集運搬や処分の方法に関する説明会を開催するなどして、処分に向けての十分な事前の周知を図る。

ウ なお、処理実施計画に基づいて処分することを基本とするが、保管状況等によって早期の処分が必要な場合や大型P C B機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処分ができることとする。

## 3 広域的な処理体制と処理施設の整備

県内に存在する低濃度P C B廃棄物を除くP C B廃棄物は北海道P C B処理事業所で処分する基本原則のもと、北海道P C B処理事業所では、P C B廃棄物の大部分を占める高圧トランス・コンデンサ等を処分するものであったが、平成25年9月に安定器等・汚染物の処分も開始され、さらに、漏えい・膨らみのある機器や処理困難物（大型トランス及び特殊コンデンサの一部）については、他のP C B処理事業所の処理能力の活用を含めて、順次処分が開始される予定である。

## 4 関係機関の役割と連携

P C B廃棄物の処理については、県、郡山市、いわき市、保管事業者及び使用事業者など、多くの関係者が以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進しなければならない。

### (1) 県の責務と役割

- P C B特措法に基づく保管・処分実態の把握・公表と保管事業者等への指導
- P C B使用機器保有者・未届出事業者の網羅的な把握
- 国、J E S C O及び電気保安関係などの事業者等と協力しつつ、未処理事業者の把握

- 未処理事業者に対し処分の時期の確認、及び期間内にJ E S C O又は無害化処理認定施設等への処分委託が行われるよう、必要な指導の実施
- 国のガイドライン、北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領、J E S C Oが策定する受入計画などを踏まえた指導監督
- 北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会への参画
- 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整、指導
- 北海道P C B廃棄物処理事業に係る情報の提供
- P C B処理基金の造成及びP C B処理に関する普及啓発
- 北海道P C B処理事業所の見学や室蘭環境研修への参加等、処理施設の立地自治体との可能な限りの交流 など

#### (2) 郡山市・いわき市の責務と役割

- P C B特措法に基づく保管・処分実態の把握と保管事業者等への指導
- P C B使用機器保有者・未届出事業者の網羅的な把握
- 国、県、J E S C O及び電気保安関係などの事業者等と協力しつつ、未処理事業者の把握
- 未処理事業者に対し処分の時期の確認、及び期間内にJ E S C O又は無害化処理認定施設等への処分委託が行われるよう、必要な指導の実施
- 国のガイドライン、北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領、J E S C Oが策定する受入計画などを踏まえた指導監督
- 市民及び保管事業者へのP C B関係情報の提供 など

#### (3) J E S C Oの責務と役割

- 安全性を確保した処理施設の設置と処理事業の実施
- P C B処理情報センターの整備など積極的な情報公開
- 北海道、室蘭市との環境保全協定の締結
- 北海道P C B廃棄物処理事業に係るモニタリングの実施とその情報提供
- 安全性に関する住民に対する説明
- 北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会の運営への協力 など

#### (4) 保管事業者・使用事業者の責務と役割

- P C B廃棄物の適切な保管及び期間内処分を前提とした早期処分の実施
- P C B特措法に基づく保管・処分に関する届出
- 期間内処分を前提としたP C B使用機器の早期の計画的な代替
- 計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力 など

#### (5) 収集運搬業者の責務と役割

- 廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
- 計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力 など

## 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進方策

### 第1節 計画的な処理を推進するための方策

県内の各地域で保管及び使用されているP C B廃棄物を効率的に収集運搬し、期間内に確実に処理する必要がある。このため、県内を3つのブロックに分け、高圧トランス・コンデンサ等については、北海道P C B廃棄物処理事業の計画的処理完了期限である平成35年3月31日、安定器等・汚染物については平成36年3月31日までに県内分の処分を実施することとする。

P C B廃棄物を輸送、処分するための準備と処分の実施を保管事業者、使用事業者などの十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく。処分の推進に当たっては、P C B使用機器の保有事業者に対し、代替品への転換など、計画的な使用中止の要請を行う。

また、効率的な収集運搬を図っていくために、関係者が十分に連携しながら安全な収集運搬を確保するよう指導、調整していくこととする。

(1) 処分量の平準化と地域性を考慮して、ブロックは次のとおりとする(図3-1 地域の区分参照)。

- Aブロック：県北地区、県中地区、県南地区及び郡山市
- Bブロック：相双地区、いわき市
- Cブロック：会津地区、南会津地区

(2) 各ブロックの収集運搬と処分の実施時期については、県内の保管事業者の分布、地域性、施設の処理能力及び輸送方法等を考慮のうえ、北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会での協議調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に行うこととする。

(3) 処分予定期の前には、保管事業者や使用者に処分の必要性をはじめ、収集運搬や処分の方法に関する説明会を開催するなどして処分に向けての十分な準備期間をおくこととする。



図3-1 地域の区分

## 第2節 PCB廃棄物処理事業の安全性を確保するための方策

PCB廃棄物処理施設の安全性を確保していくためには、専門家による技術的な検討や住民への適切な情報公開が行われる必要がある。

本県においては、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会における十分な協議・調整を踏まえて、北海道及び室蘭市の施策に協力していくものとする。

## 第3節 PCB廃棄物処理事業の環境監視など環境保全対策

北海道事業が安心を得て行われるためには、北海道、室蘭市及びJESCOなどの関係機関が連携して、適正な環境モニタリングの実施と迅速な情報の公開が必要であり、各々の環境モニタリング情報を集約し、それらを整理し、その結果をJESCOが設置・運営する「PCB処理情報センター」などを通じて公表することとされている。

本県は、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会における十分な協議・調整を踏まえて、北海道及び室蘭市の施策に協力していくものとする。

## 第4節 情報公開と住民理解に係る方策

### 1 PCB処理に関する総合的な普及啓発の実施

PCB廃棄物の処理の必要性をはじめ、PCB使用機器や収集運搬、処分の方法などについて、説明会を開催するなど普及啓発活動を行ってきており、今後も、広く県民の理解を得るために、市町村や広報媒体を通じた全県的な普及啓発活動を進める。

また、保管事業者や使用事業者に対して、処分の必要性や輸送上の安全対策をはじめ、計画的な使用の中止の要請や収集運搬の方法などについて説明するなどして、期間内処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報を適切な方法で提供していくこととする。

### 2 総合的な情報公開システムの整備

PCB廃棄物の適正処理の推進と住民が安心できる処理施設の運営のためには、迅速で透明性の高い情報提供のシステムが必要である。また、PCB廃棄物の保管、収集運搬、処理施設に係る全ての情報が一元管理され、インターネットなどにより容易にわかりやすい形で情報が得られることが重要である。このため、JESCOが設置・運営する「PCB処理情報センター」において、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会とJESCOが密接な連携の下に、処理施設の処理状況や環境モニタリング情報に加え、PCB廃棄物の保管や収集運搬に関する情報が一元的に総合管理され、インターネットなどを通じて、県民に対してわかりやすい情報を迅速に発信していくように、関係機関と調整を行うこととする。

## 第5節 その他の事項

### 1 PCB廃棄物の処理技術の評価及び適切な技術の活用

PCB廃棄物の処理技術は基本的に確立しており、また、国は、使用中の機器に対する処理技術の導入や絶縁油を抜油後の筐体に対する処理体制の検討など、さらなる処理技術等の検討を行っているところであるが、今後も、北海道及び15県が連携し、国に対し、効率的な処理ができるよう技術の評価及び適切な技術の活用を促進し、PCB廃棄物の処理体制を充実させるよう要望していくこととする。

### 2 安全な収集運搬体制の確保

北海道PCB廃棄物処理事業の処理対象区域が広大であり、冬期間における路面状況を踏まえ、安全な収集運搬を確保していくためには、輸送過程における環境影響を最小限とする収集・運搬体制を整備することが必要である。

このため、北海道及び15県が連携して、国に対し、広域収集運搬体制の検討・調整及び冬期間の輸送の安全性の確保のための必要な施策を要望していくこととする。

### 3 PCB使用機器に対する適正処理の方策

県内のPCB廃棄物が、期間内に確実に処分されるために、保管事業者へ、期間内処分の周知徹底を図るとともに、PCB使用機器を保有する事業者が確実に使用を中止し、期間内処分がなされるよう、周知・徹底に努める。

また、北海道及び15県が連携して、PCB使用機器の早期の使用中止等がなされるよう必要な制度的措置を国に対し要望していくこととする。

### 4 不適正処理事例未然防止対策

不法投棄などの不適正処理事例の未然防止のため事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるものとする。

また、不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、PCB特措法等に基づき厳正に対処するものとする。

### 5 広域的な連携によるリサイクルの推進

北海道PCB廃棄物処理事業では、PCB廃棄物の処理残さ等のリサイクルの推進が求められている。このため、各道県における環境産業などを活用したリサイクルの推進について、北海道及び15県は、広域的に連携し、情報交換等の取り組みを行うこととする。

### 6 県内PCB廃棄物処分の進行管理など

国は、PCB廃棄物処理基本計画を変更し、日本全体のPCB廃棄物を一日でも早く処分するための方策を示した。本県としても、県内のPCB廃棄物を一日でも早く処分するため、未届出事業者、未処理事業者及びPCB廃棄物の区分などの把握を行い、県内PCB廃棄物の処分の進捗状況を管理し、情報公開や早期処分のために必要な指導などを行うものとする。また、低濃度PCB廃棄物の処分を促進するための施策の導入について検討するものとする。